

# 令和8年度 京都市伝福連携担い手育成支援事業 募集要項

## 1 事業趣旨

本事業は、障害者雇用又は市内の障害者就労支援事業所及び市内の事業者等（以下「市内福祉施設等」という。）への業務の発注に意欲がある伝統産業事業者等（以下「事業者」という。）に対して、障害者雇用に係る専門家（以下「専門家」という。）の派遣や障害のある方の雇用又は市内福祉施設等への業務発注に要する費用等（以下「雇用又は業務発注に要する費用等」という。）の補助を行うことにより、障害のある方の職域を拡大し、伝統産業分野における後継者確保・技術継承や障害のある方の就労支援・雇用創出を図ることを目的として行います。

## 2 事業概要

- (1) 障害者雇用又は市内福祉施設等への業務発注を検討している事業者の事業計画案を広く募集し、その実施に必要な専門家の派遣や障害のある方の雇用又は市内福祉施設等への業務発注に要する費用等を補助します。（被雇用者の給与等の人件費や業務発注に直接要する委託料を除く。）
- (2) 補助金額は、専門家の派遣や障害のある方の雇用又は市内福祉施設等への業務発注に要する費用等の合計金額（上限は100万円 ※千円単位とし、端数は切り捨て、消費税額は含まない）とします。  
なお、指定補助事業者から概算交付の請求があったときは、概算払を行うことができます。
- (3) 補助事業者及び専門家の選定は、申請書類及びプレゼンテーションに基づいて、適切な補助事業者及び専門家を市長が選定します。  
なお、応募事業者が専門家派遣の必要性を選択できるものとし、専門家候補者を指定される場合は、申請書に御記入ください。
- (4) 申請状況によっては、複数事業者を補助事業者として決定する場合がございます。そのため、必ずしも申請額満額を交付できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

## 3 対象要件

### (1) 補助対象者

補助金の交付の対象者は、次の各号の全てを満たす事業者とします。

ア 本市伝統産業に従事する者又は従事する者により組織された団体（中小企業等協同組合法に基づき組織された団体、業種別・地域別・事業活動別に組織された団体、前記に規定された団体を構成員として組織された団体をいう。）若しくは新たに伝統産業に従事する者又は新たに伝統産業に従事する者により組織された団体（中小企業等協同組合法に基づき組織された団体、業種別・地域別・事業活動別に組織された団体、前記に規定された団体を構成員として組織された団体をいう。）であること。

イ 障害者雇用又は市内福祉施設等への業務発注をしようとする事業者であること。

### (2) 補助対象経費

対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家派遣に要する費用</li> <li>・ 障害のある方の雇用に要する費用</li> <li>・ 市内福祉施設等への業務発注に要する費用等</li> </ul>
対象外経費（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被雇用者の給与等の人件費</li> <li>・ 業務発注に直接要する委託料</li> <li>・ 賃借料</li> <li>・ 光熱水費</li> </ul>

※ 指定補助事業者は、専門家又は専門家が属する事業者と締結する契約内容に基づき、専門家の派遣を受けて障害者就労促進に係る以下の役務の提供を受けるものとする。

- ① 各種助成制度の活用に係るアドバイスや申請手続代行等
- ② 障害者雇用に係る求人から定着までの支援
- ③ 市内福祉施設との連絡調整から業務委託までの支援
- ④ 障害者雇用及び業務委託に係る事業計画の検証に係る支援
- ⑤ 商品開発や販路開拓に繋がる支援
- ⑥ その他市長が必要と認める支援

(3) 補助対象期間

補助金の対象となる期間は、原則として、交付決定日から令和9年3月31日までとします。ただし、緊急又はやむを得ない理由により補助金交付決定前に事業に着手しなければならない場合に限り、対象期間の始期を早める（事前着手）ことができます。

なお、事前着手する場合は、着手前に京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金事前着手届（要綱第4号様式）の提出が必要です。

※ 申請状況によって、追加募集をすることがあります。

(4) 他の補助金との関係

他の補助金等の算定の根拠となった費用については補助対象となりません。

#### 4 募集期間・申請方法等

(1) 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月29日（金）まで

(2) 申請方法

所定の申請書類を以下の申込先に提出してください。

申込先 京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 就労支援担当  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

※ 郵送又は「[syogai@city.kyoto.lg.jp](mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp)」宛にメールでデータ送付

(3) 申請書類等

申請書類は、「京都市伝福連携担い手育成支援事業募集要項」及び「京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金交付要綱」を、障害保健福祉推進室で配布するほか、京都市情報館（京都市ウェブサイト内の障害保健福祉推進室のページ）からダウンロードできます。

提出書類等	部 数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金申請書（要綱第1号様式）</li> <li>・ 事業計画書（要綱第2号様式）</li> <li>・ 事業者概要書【任意様式】</li> <li>・ 規約、定款等【任意様式】</li> <li>・ 構成員（役員）名簿【任意様式】</li> <li>・ 誓約書（京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しない旨の誓約）【京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式】</li> </ul>	各1部

(4) 留意事項

- ① 提出書類は、記入漏れや誤記入等の不備がないように作成してください。
- ② 提出書類及び添付資料等は返却しません。
- ③ 提出書類に関して、提出後、書類の確認や追加の資料提出等を求めることがあります。

5 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

申請のあった事業計画書を、応募事業者によるプレゼンテーション方式により評価を行います。

応募事業者多数の場合は事前に書類選考を実施する場合があります。

(2) 評価基準

審査に当たり、実現性、新規性、継続性、支援の必要性、事業効果等を経営の視点・ポイントとします。

(3) 留意事項

- ① 専門家の選定に当たり、応募事業者が候補者を指定する場合、プレゼンテーションには候補者と同席してください。
- ② プレゼンテーション日程等は申請者に別途通知します。

6 補助事業者等の選定

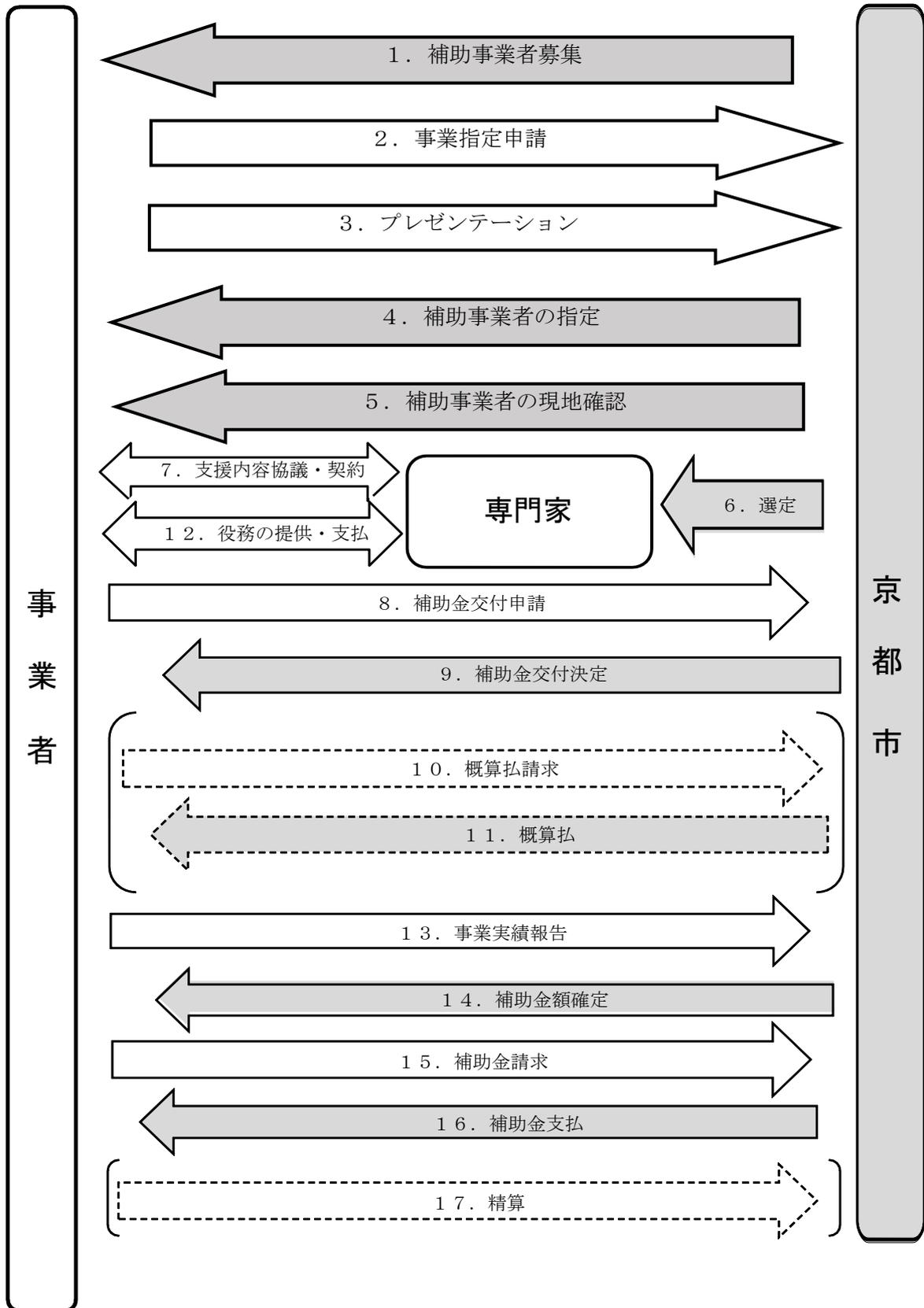
評価結果を受け、京都市が補助事業者及び専門家を選定します。

7 事業報告及び公表

補助事業者が実施した事業については、他の事業者等における同様の取組を促進するため、京都市は必要に応じて、その内容・成果等について公表し、周知啓発を図ります。

<p><b>【問合せ先】</b>  〒604-8571  京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 就労支援担当  TEL 222-4161  FAX 251-2940</p>
--

事業指定申請から補助金交付までの流れ



※ ( ) 内は、概算払を請求した際の流れ